

社会医療法人春回会 ヘルパーステーションめざめ
指定居宅介護事業及び指定重度訪問介護事業
運営規程

(事業の目的)

第1条 社会医療法人春回会が開設するヘルパーステーションめざめ(以下「事業所」という)が行う指定居宅介護事業、指定重度訪問介護事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、事業所の従事者が、支給決定を受けた障害者又は障害児(以下「利用者」という。)に対し、適正な指定居宅介護及び指定重度訪問介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の基本方針として、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯、掃除、その他の家事、生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行う。

事業の実施に当たっては、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に利用者又は障害児の保護者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

名 称	社会医療法人春回会 ヘルパーステーションめざめ
所在地	長崎市葉山1丁目28・15 S&B 葉山ショッピングプラザ5階

(職員の職種、員数および職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数および職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名(常勤)

管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

(2) サービス提供責任者 5名以上(常勤)

サービス提供責任者は、事業所に対する障害福祉サービスの利用申込みに係る調整、事業所の従業者に対する技術指導を行うほか、居宅介護計画、重度訪問介護計画を作成し、利用者及びその同居家族にその内容を説明する。

利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等、居宅介護支援事業者等との連携に関すること。

(3) 訪問介護員 25 名以上（常勤 20 名以上・非常勤 5 名以上）

訪問介護員は、居宅介護計画、重度訪問介護計画に基づき、障害福祉サービスの提供にあたる。

(4) 事務員 1 名（常勤）

事業に係る事務作業を行う。

（営業日および営業時間）

第 5 条 事業所の営業日および営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12 月 29 日から 1 月 3 日までを除く
- ② 営業時間 午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分までとする。
- ③ 電話等により、24 時間常時連絡が可能な体制とする。

（事業の内容及び利用料等）

第 6 条 この事業所が提供する事業の内容は次のとおりとする。

- ① 身体介護 食事介護、排泄介護、入浴（清拭）介護、通院介護（身体介護を伴う場合）、その他日常生活を営むために必要な身体の介護
 - ② 家事援助 食事の支度、洗濯、掃除、通院介助（身体介護を伴わない場合）、その他日常生活を営むために必要な家事の援助
 - ③ 生活等に関する相談及び助言
 - ④ 重度訪問介護に関する、常時介護を要する障害者に対して、当該障害者の身体その他の状況及び置かれている環境に応じて入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除その他の家事、外出時における移動中の介護、その他の生活全般にわたる援助を行う。
- 2 指定居宅介護及び指定重度訪問介護を提供したときは、支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者（以下「支給決定障害者等」という。）から、市町村が定める負担上限月額範囲内において利用者負担額の支払を受けるものとする。
- 法定代理受領を行わない指定居宅介護及び指定重度訪問介護を提供したときは、支給決定障害者等から厚生労働省が定める費用の額の支払を受けるものとする。
- 3 支給決定障害者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において指定居宅介護及び指定重度訪問介護を行う場合には、支給決定障害者等から、それに要した交通費の額（移動に要する実費）の支払を受けることができるものとする。なお、事業所の自動車を使用した場合の交通費は次の額を受けることができるものとする。
- ・事業所から通常の実施地域を越える場合 片道 5 km 以上 1,000 円
- 4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受

けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、長崎市（離島を除く）・時津町・長与町とする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 従業者は、指定居宅介護及び指定重度訪問介護を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 指定居宅介護及び指定重度訪問介護の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

(苦情処理)

第9条 指定居宅介護及び指定重度訪問介護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

(衛生管理)

第10条 事業者は、感染症の発生又はまん延を防ぐために必要な措置を講じるとともに、従業者に対し定期的に健康診断等を実施する。

(秘密保持)

第11条 事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。これは、利用者との契約終了後も同様とする。

- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(個人情報の保護)

第12条 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 利用者又はその家族の個人情報については、事業者による指定訪問介護等の提供以外の目的では利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合や、外部への情報提供については、利用者又はその家族の同意をあらかじめ文書で得ておくものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第13条 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他の必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

(その他運営についての留意事項)

第14条 従業者の質的向上を図るため、研修(前条に規定する利用者の人権の擁護、虐待の防止等の内容を含む。)の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

① 採用時研修 採用後1ヵ月以内

② 継続研修 年12回

2 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会医療法人春回会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成30年12月1日から施行する。

この規程は、令和5年 1 1月1日から施行する。

この規定は、令和7年 9月1日から施行する。